



第5章

快適

『快適に住み続けられる まちをつくります』

5-1 自然環境

5-2 生活環境

5-3 地球温暖化

5-4 循環型社会

第5章 快適「快適に住み続けられるまちをつくります」

基本施策 5-1 自然環境

SDGsとの関連



現状と課題

本市の森林面積は、総面積の約70%を占め、そのうち民有林が70%であり、その多くが伐採時期を迎えております。また、森林所有者の世代交代や不在村化により、維持管理が不十分となり、水源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など、森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されない恐れがあります。将来にわたり、それらの機能が発揮されるためには、森林資源の適正な管理および利用等を促進する必要があります。

あわせて、マツ枯れ等の森林病虫害被害が市内広範囲で確認されており、近隣市町と連携した防除対策を継続して取り組む必要もあります。

また、農地についても、農業者の高齢化や担い手不足等により、農地、農道および水路等の管理が行き届かなくなり、森林同様に農地が維持してきた多面的な機能が十分に発揮されない恐れがあり、引き続き、日本型直接支払制度^{*1}を活用した地域の共同活動等に対する支援を行っていく必要があります。

目標値

指標	令和9年度	説明
農地の保全および森林の施業面積	820ha	農業用施設等の維持管理を支援し、農地等の保全を図るとともに、計画的な間伐等により森林整備を推進します。

方針

- 1 森林資源の適正な管理や利用等を行い、多面的な機能が発揮できる森林の整備を推進します。
- 2 日本型直接支払制度を活用した地域の共同活動等に対する支援を行い、多面的な機能が発揮できる農地、農道等の保全管理を推進します。

※1 日本型直接支払制度とは、農業・農村が持つ国土保全や水源かん養などの多面的機能の維持・発揮のために行う地域の共同活動や営農活動を支援する制度のこと。

施策 **5-1-1 健全な森林整備の推進**

これまでの取組

- ▷ 森林の利用間伐への補助など、民有林の森林整備の促進および森林資源の利活用を図りました。
- ▷ 分収林の利用間伐を実施し、森林の健全な成長を促しました。
- ▷ 森林病虫害被害拡大防止に向け、被害木の伐採・薬剤散布等を行ったほか、山形連携中枢都市圏において被害状況や対策事業の共有を図りました。
- ▷ 地域自然学習等を通して青少年に対する啓発活動を行いました。
- ▷ みどり環境税を活用し、里山林整備、市産材ふれあい事業等を行いました。

目 標

1 計画的な森林整備の推進

上山市森林整備計画に基づき、森林施業を計画的に実施するとともに、森林資源の利活用を図る利用間伐事業等の支援をしながら、多面的な機能が発揮できる森林の整備を推進します。

2 森林病虫害防除対策の推進

市境を越えて被害をもたらす森林病虫害被害の情報、対策の共有等を図りながら、森林が有する多面的機能に支障をきたす森林病虫害の防除を推進します。

個別計画

上山市森林整備計画	第2期上山型温泉 クアオルトビジョン		

総論 第1部

基本構想 第2部

基本計画 第3部

笑顔 第1章

元気 第2章

挑戦 第3章

持続 第4章

快適 第5章

計画の推進 第6章

資料編

施策 5-1-2 多面的機能を有する農地の保全管理

これまでの取組

- ▷ 中山間地域等直接支払集落協定を締結した農業者団体14組織に補助金を交付し、農地、農道および水路を保全する活動を支援しました。
- ▷ 農業用施設等の保全管理活動を行う農業者団体27組織に対し、多面的機能支払交付金を活用した支援を行いました。

目標

1 日本型直接支払制度を活用した農地の多面的機能の維持・発揮

農地の有する多面的機能が今後も適切に維持・発揮されるよう、農地や農業用施設を管理する団体等に対し、日本型直接支払制度を活用した支援を行います。

個別計画



農地保全活動の様子

基本施策 5-2 生活環境

SDGsとの関連



現状と課題

市民の環境への関心が高まっているなかで、市民からの環境に関する苦情や相談は年間30件ほど寄せられており、その都度、状況を聴き取り、現地調査等を実施して原因者へ改善を指導しています。

大気汚染や水質汚濁、騒音等のいわゆる公害として法規制の対象となる苦情がある一方、個人の日常生活が原因となるケースが増えているほか、法規制の対象とならない範囲での民事上のトラブルに係る相談も多く寄せられており、近隣の個人同士の問題にも市が対応を求められる社会状況になっています。

こうした中で、日常生活や事業活動において、自ら良好な生活環境を保全する意識を持つことが大切であり、公害に関する環境法令を遵守するとともに、法規制の対象とならないトラブルについては、お互いの生活に支障をきたすことがないよう周辺環境への配慮に努め、生活環境の保全に取り組むことが重要です。

目標値

指標	令和9年度	説明
「大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害が少ない」と感じている市民の割合	100%	公害がないことで、良好な生活環境の保全を図ります。

方針

- 1 大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害や空き地に起因する環境悪化等の生活環境に関する問題の防止や周辺環境への配慮に努め、生活環境の保全に取り組みます。

施策

5-2-1 公害等の環境問題への対応

これまでの取組

- ▷毎年度、酸性雪調査や地区と環境保全協定を締結している事業所について、排水および周辺河川・井戸の水質検査を実施しました。
- ▷河川等への油流出事故防止を広報紙等で啓発するとともに、市内河川の水質検査を実施しました。
- ▷地盤沈下防止のための地下水位の計測、市内の幹線道路等における自動車騒音測定を実施しました。
- ▷公害等の苦情や相談に対し、具体的な状況を聴き取り、現地調査等を行って原因者へ改善を指導するなど、問題の解決を図りました。

目標

1 良好な生活環境の保全

公害を防止するため、主な河川の水質の定点測定や自動車騒音測定等の環境調査を行い、良好な生活環境の保全を図ります。

また、公害苦情や環境問題に適切に対応し、問題等の早期解決を図ります。

個別計画

上山市快適環境 基本計画			

基本施策 5-3 地球温暖化

SDGsとの関連



現状と課題

低公害車や太陽光発電住宅の普及、また、メガソーラー等の建設にみられるように温室効果ガスの削減に対する関心が高まっています。

本市においても、公共施設への太陽光発電システムの設置やZEB化工事の実施のほか、一般家庭における太陽光パネルや事業者によるメガソーラーの設置、バイオマス発電所の整備など、取組は徐々に広がりを見せています。

しかし、市全体から見るとその取組はまだ一部にとどまっており、地球温暖化防止という大きな課題を解決するためには、市民一人ひとりの環境に配慮したライフスタイルへの見直し等により省エネルギー化を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進していくことが重要です。

そのためには、市民、事業者と行政が連携を図りながら、脱炭素社会の実現へ向けた取組を推進することが求められています。

目標値

指標	令和9年度	説明
「市の地球温暖化対策の取組が進んでいる」と思う市民の割合	100%	地球温暖化対策の取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

方針

- 1 温室効果ガス発生抑制のため、ライフスタイルの見直し等の啓発活動や環境教育とともに、再生可能エネルギーの活用を進めるための取組を推進します。

施策

5-3-1 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

これまでの取組

- ▷市施設への太陽光発電システムの設置やZEB化工事を実施しました。
- ▷エコドライブ講習会の開催、市公用車等に電気自動車等の低公害車を導入しました。
- ▷地球温暖化対策総合計画(区域施策編・事務事業編)を策定しました。
- ▷上山市地球温暖化対策地域協議会と連携し、市内小学生を対象とした環境学習会の開催や啓発チラシを配布し、市民への啓発を行いました。
- ▷防犯灯のLED化を行いました。
- ▷エネルギー回収施設の余剰電力を市内小中学校へ供給しました。

目標

1 二酸化炭素(CO₂)排出削減の推進

地球温暖化対策総合計画(区域施策編・事務事業編)に基づき、二酸化炭素排出削減のための取組や再生可能エネルギーの導入を推進し、市全体での排出削減を目指します。
また、地球温暖化対策地域協議会と連携し、エコドライブ講習会等を行い啓発に努めます。

個別計画

上山市地球温暖化対策総合計画 (区域施策編・事務事業編)	上山市快適環境 基本計画		

総論 第1部

基本構想 第2部

基本計画 第3部

笑顔 第1章

元気 第2章

挑戦 第3章

持続 第4章

快適 第5章

計画の推進 第6章

資料編

基本施策 5-4 循環型社会

SDGsとの関連



現状と課題

本市では、循環型社会の推進を目指し、上山市ごみ処理基本計画に基づき、雑紙の分別回収や古紙類の拠点および集積所での回収、集団資源回収、廃家電類の資源化、生ごみリサイクル等の推進に取り組んできました。

本市のごみ排出量は、家庭系ごみについては、人口減少に伴い減少傾向にあり、事業系ごみについても、新たな商業施設が設けられた平成27年度以降は増加しましたが、令和3年度以降は減少傾向にあります。

また、市全体が一体となってリサイクル活動に取り組み、県内でもトップクラスの資源化率となっています。

しかし、市民一人1日あたりのごみの排出量は増加傾向にあり、また再資源化できる古紙類の一部がもやせるごみとして排出される等、ごみを出さないライフスタイルへの行動変容や、さらなる環境負荷の低減を図る必要があります。

今後も市民・事業者・行政の三者が連携し、さらなるごみの発生抑制、再利用・再資源化、適正処理に努めていくことが重要です。

目標値

指標	令和9年度	説明
「循環型社会が進んでいる」と思う市民の割合	100%	ごみの減量、適正処理やリサイクルを推進し、循環型社会の推進を図ります。

方針

- 1 ごみの減量、適正処理とともに、リサイクルを推進し、環境負荷の少ない、資源が循環するまちづくりに取り組みます。

施策

5-4-1 3R活動の推進

これまでの取組

- ▷生ごみ処理容器購入補助や雑紙袋の配布、資源回収奨励金の交付、資源物(ビン・カン、古紙類等)の回収等のごみ減量施策を実施しました。
- ▷広報紙等でごみ減量の意識の高揚を図りました。
- ▷「ごみの分け方・出し方ガイドブック」や市報等で正しいごみの分別等の周知啓発を行いました。
- ▷保存版の雑紙回収のチラシを全戸配布し、雑紙の分別回収を促進しました。
- ▷不法投棄パトロールを実施し、不法投棄ごみの回収等を行いました。

目標

1 ごみの適正処理と循環型社会の推進

ごみの減量とリサイクルを推進するため、雑紙回収袋の全戸配布、集団資源回収への支援、小型家電のリサイクル、資源物の回収、食品ロス削減の啓発等を実施するとともに、ごみの適正処理を推進し、循環型社会を推進します。

個別計画

上山市ごみ処理 基本計画	上山市快適環境 基本計画		



市内にあるエネルギー回収施設(川口)